

# ◆KOTAIKYO通信◆



当協会では「求職者の就労の安定」と「産業界の労働力の確保」を目的として4つのセンターで公益目的事業を展開しており会員の皆様に役立つ情報を提供します。

## TOPIC

### 福岡県よかパパ育休助成金

申請受付中

**1 対象企業** 常時雇用する労働者の数が100人以下の子育て応援宣言企業

**2 申請期間** 令和7年8月27日（水）～令和8年2月20日（金）

**3 助成金額** 10万円

**4 主な要件** 育児休業制度を就業規則等に定めていること 等

※要件詳細・申請方法についてはポータルサイトをご確認ください。



ポータルサイトは[こちら](#)

## 福岡県若者就職支援センター

### 貴重な人材確保のために

高校生・大学生等が、地元企業の魅力に触れる事業を今年度も実施しています。

地元企業を知ることで「ここで働きたい」と思う若者が増えれば、貴重な人材確保につながります。

今号は、こうした意識を育む取組を中心にお伝えします。

### ◆人材の県外流出を防ぎ、企業の人材確保につなげる

#### 地元企業の魅力を伝える

10月から2月にかけ、県内の高校・大学等を対象に企業見学バスツアーや企業人講話等を開催しています。

地元企業との出会いの場をつくり、「地元で働きたい」という想いを参加者に持ってもらえるよう取り組んでいます。

こうした取組を通じて、若者の地域への関心を高め、将来の就職先としての選択肢を広げています。



▲昨年度の企業見学バスツアーの様子

### ◆UIJターンにもつながる、進路指導現場との連携強化



▲昨年度開催の情報交換会。多数の企業と大学進路担当者が参加しました

#### 大学と企業をつなぐ

10月23日に、地元をはじめ関東・関西圏の大学等進路担当者との就職情報交換会等を開催します。今年度は企業120社、学校60校の規模で実施予定。福岡に興味を持つ学生へ地元企業の情報が届けられるよう、準備を進めています。

大学等担当者との就職情報交換会の詳細は[こちら](https://ssc-f.net/event/5077/)  
<https://ssc-f.net/event/5077/>



## —「中高年人材を確保したい」企業の皆さまへ—

福岡県中高年就職支援センターでは、概ね40歳からの中高年求職者の皆さんを対象に、個別就職相談や各種講座・セミナー、ハローワークによる職業相談・職業紹介などを行っています。

この中で、年間延べ約2,000件の個別就職相談を受けている**ベテラン相談員の視点**で、企業の皆さまに参考にしていただきたい**採用時の留意点**についてご紹介します。

### 求人検索で敬遠される雇用条件の共通点

#### このような条件は、求人票の段階で敬遠されています!!

##### ○基本給の幅が大きすぎる（例：18～35万）

→幅が大きい理由をしっかりと伝えましょう

(例:未経験者は下限額。経験者は上限額に近い水準で決定など)

##### ○固定残業がある（特に20時間以上）

→残業時間実績を伝えましょう、ノー残業デーがあれば伝えましょう

〔例:固定残業代（20時間分）を含みますが、実際の月平均残業時間は5時間程度〕

〔毎週○曜日はノー残業デーなど〕



個別就職相談

##### ○年間休日が少ない（110日未満）

##### ○通勤手当が低額（実費を下回る）

→ほかにメリットとなる福利厚生はありませんか？

〔例:時間単位の有給休暇あり、長期休暇制度あり、無料駐車場あり、資格取得支援制度あり、〕

〔1食○○円の昼食補助ありなど〕

##### ○選考基準に筆記試験や論文がある（正社員以外の場合）

→レベル感を伝えてみましょう

(例:「所要時間は30分程度」「日常的な文章読解レベルで対応可能」など)

### 求職者が応募(面接)時に求めること

#### 求職者は「こんな情報が欲しい」と思っています!!

##### ○（契約社員の場合）正社員登用の具体的な基準や更新要件

##### ○残業時間20時間以上の場合の具体的な状況や改善見込み

##### ○車通勤可だが駐車場はない場合の、通勤手当の支給や周辺駐車場の状況

##### ○採用時の教育・指導体制（十分なサポートがあるか）

#### このような要望もあります

##### ○採否結果の通知時期と方法を具体的に示してほしい。（連絡がないまま長期間保留にしないでほしい。）

##### ○不安解消のため、応募前に職場見学をさせてほしい。

\*\*\*\*\*

「求人を出してもなかなか人が集まらない…」と悩まれる企業が多い昨今、今回の内容が少しでも皆さまの人才確保のヒントになれば幸いです。

次号では、「社員の離職を防止したい」とお考えの企業の皆さんに参考にしていただきたいことを、相談員の視点からご紹介します。





む前にまずご相談! 専門家がお応えします!  
人材確保に不安を感じる経営者・人事担当者向け

# シニア人材活用セミナー & 個別相談会

セミナー  
個別相談  
無料

セミナーのみの  
参加も歓迎  
個別相談のみの  
参加もOK  
両方の参加も  
もちろん可能です



セミナー参加  
先着50名

個別相談  
先着最大24社  
要予約

## 開催日時

### 福岡地区

**10月23日木**

第三博多偕成ビル  
大会議室

**11月26日水**

第三博多偕成ビル  
大会議室

### 北九州地区

**10月16日木**

八幡西生涯学習総合センター  
大会議室

**11月 5日水**

北九州国際会議場  
11会議室

時 間 13:00~16:40  
(受付12:30~)

第1部 13:00~14:30

シニア人材活用セミナー  
～シニア人材の戦力化が企業を変える～

第2部 14:40~16:40  
個別相談会

## 講師・相談員

**特定社会保険労務士  
キャリアコンサルタント  
大城 悅徳 氏**



### セミナー参加

セミナー終了後に、ご予約の方は個別相談を行います。  
※順番にご案内するため、お待ちいただく場合があります。

### 予約制

セミナー・個別相談ともに事前予約が必要です。

### 個別相談

担当：社会保険労務士（複数名）  
所要時間：お一人 約30分

詳しい  
内容は  
こちらから



## 高年齢者雇用推進セミナー

～シニアの活躍を支える人事管理制度～

専門講師を招き、シニア人材が活き活きと活躍できるための環境  
づくりや人事管理制度、企業の成功事例を紹介します。

**日 時 11月11日(火) 13:30~16:30(開場13:00)**

**場 所 JR博多シティ 大会議室**

福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ10階

参 加  
無 料

定員100名  
LIVE・録画配信  
あり

詳しい内容はこちらから ⇒



ご存じですか？

カスハラ防止措置が企業に義務付けられます！

2025年6月 改正労働施策総合推進法 成立！

## ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

## カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

まずは学びから・・・

96%の受講者が役立つと回答した

※受講者アンケートにて「十分役に立つ」「役に立つ」と回答した

## 受講者の声

「カスハラは関係ない。」と思っていたが、「いつ起きても不思議じゃない」と思いました。

実際の企業の事例から、カスハラに対してどのように対応すべきかを知ることができた

クレームとカスハラの区別が曖昧でしたが、どこからがカスハラになるかが明確になった。

どのように社員を守るか、どのように行為者にならないか 他社の事例が大変参考になりました。

[申込]福岡県中小企業雇用環境改善支援センターのHPより、お申込みください。

トップページ>企業向けセミナー

[https://www.koyo-kaizen.fukuoka.jp/seminar/seminar\\_join\\_01.cgi](https://www.koyo-kaizen.fukuoka.jp/seminar/seminar_join_01.cgi)



## 企業向けセミナー

## カスタマーハラスメントセミナー

## ～企業に求められるカスハラ対策～

顧客サービス向上と従業員のメンタルヘルスの両立を目指す県内中小企業に対し、カスタマーハラスメントをテーマに企業が取るべき対策等について考えるセミナーを開催します。

地区	開催日時	開催場所
筑豊地区	令和7年11月17日(月) 14:00~16:00	直轄産業振興センター A D O X 福岡 別館 (直方市大字植木8 4 9 - 1)
福岡地区	令和7年12月10日(水) 14:00~16:00	TKPエルガーラホール 多目的ホール1 (福岡市中央区天神1-4-2)

[対象] 県内事業所の経営者及び管理職 等

[定員] 各回30名

※1事業所1名

※応募多数の場合、抽選により参加者を決定します。

[募集期間] 令和7年10月31日（金）まで

参加費  
**無料**